

# 兵庫県公報

平成21年7月31日 金曜日 第2103号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（同）	3
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	5
○ 都市計画の決定についての図書の写しの縦覧（都市計画課）	5
○ 都市計画の変更についての図書の写しの縦覧（同）	6
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	7
公 告	
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表（市町振興課）	7
○ 平成21年度兵庫県看護功績賞表彰（医務課）	9
○ 随意契約の相手方等の公示（薬務課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	13
辞 令	
○ 藤野 亮司ほか	14

## 告 示

### 兵庫県告示第874号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年7月31日

兵庫県知事 井戸 敏 三

### 伊丹大鹿土地改良区

#### 退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	杉 村 保	伊丹市瑞穂町1丁目37番地の2
同	武 田 正 明	同 市大鹿7丁目55番地
同	藤 原 勲	同 市大鹿5丁目61番地
同	武 田 巍	同 市大鹿6丁目20番地
同	坂 上 努	同 市大鹿5丁目26番地
同	藤 原 弘	同 市瑞穂町1丁目52番地
監 事	藤 原 義 博	同 市大鹿5丁目54番地の1
同	藤 原 稔 三	同 市大鹿6丁目58番地

#### 就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	杉 村 保	伊丹市瑞穂町1丁目37番地の2
同	武 田 正 明	同 市大鹿7丁目55番地
同	藤 原 勲	同 市大鹿5丁目61番地

同	武 田 巍	同	市大鹿 6 丁目20番地
同	坂 上 努	同	市大鹿 5 丁目26番地
同	藤 原 弘	同	市瑞穂町 1 丁目52番地
監 事	藤 原 義 博	同	市大鹿 5 丁目54番地の 1
同	藤 原 稔 三	同	市大鹿 6 丁目58番地



**兵庫県告示第875号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
伊丹大鹿土地改良区	平成21年 7月16日



**兵庫県告示第876号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市一宮町杉田字平戸505の 9、505の34、字室倉506の 2、字トチガクボ508、508の 1、508の17
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字平戸505の 9・505の34・字室倉506の 2・字トチガクボ508・508の 1（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第877号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 5 条第 1 項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

三菱製紙株式会社高砂工場  
高砂市高砂町栄町105番地  
工場長 足 永 裕

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
三菱製紙株式会社高砂工場  
高砂市高砂町栄町105番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号ろ過施設 (No. 1、No. 2)	
能	力	ろ過面積 0.99m <sup>2</sup> /基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～7	6～7
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	400	1,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1,000	2,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	5	10
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.02	0.04
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0.5/2基	0.5/2基

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の量及び汚濁負荷量は減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年 7月31日から同年 8月21日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第878号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社ユタックス  
西脇市野村町201-1

代表取締役 宇 高 章 平

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社ユタックス  
西脇市野村町201-1

- (3) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類		染色排水処理施設							
変 更 前 後 の 区 分		変 更 前				変 更 後			
構	造	鉄筋コンクリート製				同 左			
主	要 寸 法	9.336m×2.93m×4m×2				8m×2.8m×4m			
能	力	680m <sup>3</sup> /日				200m <sup>3</sup> /日			
汚 水 等 の 処 理 方 式		接触酸化ばっ気+凝集沈殿				同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設				許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設				着手後4箇月			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—				完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同 左			
使用時間の季節的変動の概要		な し				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4~6	8~9	6~8	6~8	4~6	8~9	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	166	192	20	40	172	197	20	40
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	135	158	45	60	157	170	45	60
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	44	59	20	40	49	61	20	40
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	24	27	20	25	24	27	20	25
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.9	1.3	0.6	0.9	0.9	1.3	0.6	0.9
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		452	599	452	599	180	200	180	200

- (4) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
排	水 口 名	No. 1	No. 2~No. 5	No. 3	No. 2、No. 4、No. 5

排 水 量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通 常	452	雨 水 専 用 排 水 口	180	雨 水 専 用 排 水 口
	最 大	599		200	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	6～8		6～8	
	最 大	6～8		6～8	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	20		20	
	最 大	40		40	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	45		45	
	最 大	60		60	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	20		20	
	最 大	40		40	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	20		20	
	最 大	25		25	
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.6		0.6	
	最 大	0.9		0.9	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年 7月31日から同年 8月21日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び西脇市福祉生活部生活環境課



**兵庫県告示第879号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成21年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 有限会社カントリーホーム  
 代表者氏名 辰 巳 幸 久  
 事務所所在地 西脇市西田町374-3  
 免許番号 兵庫県知事(4)第202850号  
 免許年月日 平成19年 6月29日

2 処分の内容

免許の取消し



**兵庫県告示第880号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画地区計画	下谷上南山地区地区計画
尼崎市	阪神間都市計画地区計画	武庫之荘駅前西地区地区計画
三田市	阪神間都市計画第一種市街地再開発事業	三田駅前Bブロック地区第一種市街地再開発事業
川西市	阪神間都市計画地区計画	大和団地東地区地区計画
養父市	八鹿都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）	1号南但ごみ処理施設
朝来市	和田山都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）	同上



**兵庫県告示第881号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 7月31日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画用途地域	
同市	神戸国際港都建設計画特別用途地区	
同市	神戸国際港都建設計画高度地区	
同市	神戸国際港都建設計画防火地域及び準防火地域	
同市	神戸国際港都建設計画特別緑地保全地区	西須磨特別緑地保全地区ほか23地区
同市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	
同市	神戸国際港都建設計画公園	4. 5. 15号井吹第5号公園
同市	神戸国際港都建設計画下水道	神戸市公共下水道
同市	神戸国際港都建設計画防砂の施設	六甲山系高橋川流域防砂の施設ほか14施設
同市	神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業	西神第2地区新住宅市街地開発事業
同市	神戸国際港都建設計画地区計画	西神第2地区地区計画
同市	同上	妙法寺駅東地区地区計画
西宮市	阪神間都市計画高度地区	
同市	阪神間都市計画被災市街地復興推進地域	森具被災市街地復興推進地域
同市	同上	西宮北口駅北東被災市街地復興推進地域
芦屋市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）高度地区	
同市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）被災市街地復興推進地域	芦屋中央被災市街地復興推進地域
同市	同上	芦屋西部被災市街地復興推進地域
同市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）防砂の施設	六甲山系芦屋川流域防砂の施設
宝塚市	阪神間都市計画被災市街地復興推進地域	売布神社駅前地区被災市街地復興推進地域

同 市	同 上	仁川駅前地区被災市街地復興推進地域
同 市	同 上	花の道周辺地区被災市街地復興推進地域
三 田 市	阪神間都市計画高度地区	
同 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
姫 路 市	中播都市計画用途地域	
同 市	中播都市計画特別用途地区	
同 市	中播都市計画公園	2. 2. 1006号城巽公園
同 市	中播都市計画地区計画	飾磨拠点地区地区計画
加 東 市	東条都市計画下水道	加東市公共下水道
豊 岡 市	豊岡都市計画下水道	豊岡市公共下水道
同 市	出石都市計画下水道	同 上
同 市	日高都市計画下水道	同 上



**兵庫県告示第882号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、三木市平田土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった

平成21年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	氏 名	住 所
理 事 長	永 尾 雅 信	三木市平田378番地
副理事長	永 尾 博 温	同 市平田326番地
同	永 尾 護	同 市平田357番地
同	宮 本 哲 一	同 市平田346番地
理 事	梅 田 昇 利	同 市平田115番地の1
同	田 中 勇	同 市平田54番地の1
同	永 尾 隆 保	同 市平田257番地
同	永 尾 篤 市	同 市平田343番地
同	永 尾 英 男	同 市平田542番地
同	永 尾 光 雄	同 市平田311番地
同	西 畑 善 久	同 市平田86番地の10
同	山 本 征外士	同 市平田519番地

**公 告**

**本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表**

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）第10条の規定に基づき、本人確認情報の提供、利用及び保護の状況を次のとおり公表する。

平成21年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 本人確認情報の提供

提 供 先	事 務	提供年月	提供件数
兵庫県教育委員会	市町村立学校職員退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和37年兵庫県条例第3号）による市町村立学校の職員の退職年金の給付に関する事務	平成20年 9月	8
		平成21年 6月	9

兵庫県選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）による同法第86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項若しくは第2項（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	平成20年 7月	3
		平成21年 6月	4

## 2 本人確認情報の利用

事 務	利用年月	利用件数
農薬取締法（昭和23年法律第82号）による同法第8条第1項又は第2項の届出に関する事務	平成21年 1月	1
	同 年 2月	1
	同 年 3月	4
	同 年 6月	2
土地改良法（昭和24年法律第195号）による同法第18条第16項（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	平成20年 7月	2
	同 年 8月	19
	同 年 9月	1
	同 年10月	39
	平成21年 1月	17
	同 年 3月	9
	同 年 5月	16
地方税法によるゴルフ場利用税又は軽油引取税に係る犯則事件の調査に関する事務	平成20年 7月	9
	同 年 8月	16
	同 年 9月	50
	同 年10月	66
	同 年11月	8
	同 年12月	11
	平成21年 1月	18
	同 年 2月	13
	同 年 3月	7
	同 年 4月	11
	同 年 5月	7
同 年 6月	11	
砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務	平成21年 2月	2
兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）による個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税若しくは自動車税の賦課又は県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税、自動車取得税若しくは軽油引取税の徴収（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	平成20年 7月	2,339
	同 年 8月	4,090
	同 年 9月	2,752
	同 年10月	4,891
	同 年11月	8,803
	同 年12月	2,840
	平成21年 1月	107,564
	同 年 2月	2,920
	同 年 3月	1,359
	同 年 4月	594
	同 年 5月	16,270
同 年 6月	2,618	



恩給条例（昭和36年兵庫県条例第40号）による恩給の支給に関する事務	平成20年 9月	39
	同 年11月	38
	同 年12月	38
	平成21年 3月	38
	同 年 5月	7
	同 年 6月	111
兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）による年金の支給に関する事務	平成21年 3月	50
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号）による同条例第2条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第7条第1項の届出に関する事務	平成20年 7月	2
	同 年 9月	3
	同 年12月	2
	平成21年 4月	1
土地収用法第3条各号に掲げるものに係る事業の用に供する土地の取得に関する事務	平成20年 7月	54
	同 年 8月	94
	同 年 9月	109
	同 年10月	102
	同 年11月	36
	同 年12月	78
	平成21年 1月	209
	同 年 2月	49
農薬取締法第1条の2第1項に規定する病虫害の防除の業を営もうとする者の届出に関する事務	平成21年 3月	1
	平成21年 1月	1
結核、肝炎その他の生命及び健康に重大な影響を与える疾病について治療、経過観察その他の措置を必要とする者で所在不明のものに対する当該措置に係る必要な情報の提供に関する事務	同 年 2月	2

3 本人確認情報の保護に関する状況

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例第8条第2項の規定により漏えい等の防止のために講じられた措置はなし。



**平成21年度兵庫県看護功績賞表彰**

兵庫県看護功績賞規則（昭和42年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、平成21年7月16日に次の者を表彰した。

平成21年7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 氏名及び住所

氏 名	住 所
朝 山 律 子	神戸市西区
石 村 朱 美	神戸市西区
岩 崎 順 子	三田市
大 庭 明 美	佐用郡佐用町
岡 田 和 子	神崎郡市川町
梶 田 初 美	加古川市
金 川 千鶴子	姫路市
北 村 富 子	小野市
越 田 廣 子	大阪市西淀川区

- 笹 倉 しのぶ 姫路市
- 白 井 澄 子 姫路市
- 中 川 巳恵子 西宮市
- 成 行 実 子 明石市
- 西 川 恵 子 淡路市
- 野 倉 やよい 姫路市
- 浜 野 照 美 たつの市
- 藤 田 美枝子 神崎郡福崎町
- 藤 本 三四子 神崎郡福崎町
- 藤 山 明 美 神戸市北区
- 藤 原 久仁子 三木市
- 船 越 タツヨ 尼崎市
- 松 本 京 子 神戸市長田区
- 南 口 恵 子 宝塚市
- 山 田 明 美 伊丹市
- 山 本 喜代子 神戸市長田区

2 功績内容

看護の重要性を深く認識し、博愛と奉仕の精神をもってその職務に精励し、看護の発展向上に多大な功績があった。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年 7月31日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬（リレンザ） 29,000人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県健康福祉部健康局薬務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年 5月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
グラクソ・スミスクライン株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目6-15
- 5 随意契約に係る契約金額  
79,779,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年 7月31日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬（タミフル） 291,700人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県健康福祉部健康局薬務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年 5月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
562,339,260円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ライフガーデン潮芦屋（北敷地）  
所在地 芦屋市海洋町4-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 ダイワロイアル株式会社  
代表者の氏名 越 智 壯  
住所 東京都台東区上野七丁目14番4号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社マルハチ 代表者の氏名 栗 花 正 雄 住所 神戸市灘区水道筋二丁目6  
外未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成22年 3月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,879平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
160台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
178台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
145平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
35.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻

株式会社マルハチ 外未定	午前 9 時	午後11時
-----------------	--------	-------

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口 1 箇所、出口 1 箇所、出入口 2 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成21年 7月10日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成21年 7月31日から 4 月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成21年12月 1 日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年 7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ライフガーデン潮芦屋（南敷地）  
所在地 芦屋市海洋町 4 - 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 ダイワロイヤル株式会社  
代表者の氏名 越 智 壯  
住所 東京都台東区上野七丁目14番 4 号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 代表者の氏名 住所  
株式会社ケーヨー 醍 醐 茂 夫 千葉市若葉区みつわ台一丁目28番 1 号  
外未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成22年 3月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,709平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数

160台

- (2) 駐輪場の収容台数

154台

- (3) 荷さばき施設の面積

267平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量

44立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ケーヨー 外未定	午前9時	午後11時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成21年7月10日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

平成21年7月31日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成21年12月1日

- (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年7月31日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 赤とんぼ広場ショッピングセンター

所在地 たつの市龍野町堂本260-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ダイエー

代表者の氏名 西見 徹

住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1号

名称 株式会社イチケン  
代表者の氏名 水 野 憲 雄  
住所 東京都台東区北上野二丁目23番5号

## 3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

## ア 変更前

名称 株式会社イチケン  
代表者の氏名 上 塚 一 也

## イ 変更後

名称 株式会社イチケン  
代表者の氏名 水 野 憲 雄

## 4 変更年月日

平成21年 6月26日

## 5 届出年月日

平成21年 7月13日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課

## (2) 縦覧期間

平成21年 7月31日から 4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成21年12月 1日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 辞 令

平成21年 7月14日付

藤 野 亮 司

兵庫県収用委員会委員に任命する

平成21年 7月15日付

(健康福祉部子ども局少子対策課長)

坂 本 大 輔

辞職を承認する

平成21年 7月16日付

(健康福祉部健康局健康増進課副課長)

成 田 貴 雄

健康福祉部子ども局少子対策課長に補する